士別市のこれからの取り組み

○子どもに関する行動計画（第 19 条）
　条例について具体的な施策を進めるための行動計画を策定します。

○子どもの権利委員会（第 21 条）
　子どもの権利状況を調査したり、施策における子どもの権利保障の状況について、調査・審議をします。

子どもの権利条例見出し一覧

- 前文
- 第１章　総則（第１条～第３条）
- 第２章　子どもにとって大切な権利（第４条～第８条）
- 第３章　子どもの権利を保障する大人の責務（第９条～第１３条）
- 第４章　子どもに関する施策の推進（第１４条～第２０条）
- 第５章　子どもの権利の保障状況の検証（第 21 条・第２２条）

詳しい内容は
士別市ホームページへ♪
http://www.city.shibetsu.lg.jp

《お問い合せ先》
士別市健康福祉部こども・子育て応援課
士別市東６条４丁目１番地
電話：(0165) 26-7759/ＦＡＸ：(0165) 23-1766
メール：kodomo-kosodate@city.shibetsu.lg.jp

士　別　市

子どもの権利に関する条例

（平成 25 年４月１日施行）

条　例　前　文

★ 子どもは、愛情をもって育てられることを願っています。

★ 子どもは、人と比べられるのではなく、一人ひとりの個性が大切にされ、自分らしく生きることを願っています。

★ 子どもは、いじめや虐待がないことを願っています。

★ 子どもは、犯罪や事故のない安全な暮らしを願っています。

★ 子どもは、子どもだからといって、発言をさえぎられないで、自分の意見を聴いてほしいと願っています。

★ 子どもは、自由に参加し、意見を発表できる場所があることを願っています。

★ 子どもは、友達や仲間と一緒にさまざまなことにチャレンジすることができます。

※ 市内の小・中・高校生 20 名で構成する「こども委員会」を開催して、権利についての学習や話し合いの結果、「子どもの願い」として７項目にまとめたものです。

士別市は、子どもがいきいきと育つことができる、子どもにやさしいまちを目指して、子どもの権利についての約束「子どもの権利に関する条例」をつくりました。
この条例は、1989 年に国連で採択された児童の権利に関する条約（「子どもの権利条約」）と、士別市まちづくり基本条例が保障する子どもの権利を、具体的に分かりやすく定めるとともに、それを保障するための大人の責務や士別市の取組みについて定めています。

子どもにとって大切な４つの権利

子どもの権利はすべての子どもが持っているよ。自分の権利と同じように、ほかの人の権利を大切にしたら、すべての子どもの権利が守られるようになるんだね。

子どもの権利条例の基本的な考え方（第3条）

○子どもの最善の利益を第一に考えます。

○子ども一人ひとりを権利の主体として尊重します。

○子どもの生きる喜びを育むため、その気持ちや考え、行動する力を大切にします。

○子どもの年齢や発達に応じた支援をします。

○子どもと大人の信頼関係を基本に、地域全体で子どもにやさしいまちづくりを推進します。

① 安心して生きる権利（第５条）

- 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。
- あらゆるいじめや差別、暴力をうけず、放任されないこと。
- 愛情と理解をもって育まれること。
- 健康に配慮され、適切な医療が受けられること。
- 平和で安全な環境の下で生活できること。

②ゆたかに育つ権利（第６条）

- 学び、遊び、休息すること。
- 自然や文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- 生活習慣を学び、成長に応じた主体性を身につけること。
- 必要な情報を手に入れたり、利用したりできること。
- 主体性が育まれる居場所が確保されること。

③自分を守り、守られる権利（第７条）

- あらゆる権利の侵害から守られること。
- 成長が阻害される状況から保護されること。
- プライバシーが守られ、誇りを傷つけられないこと。
- 子どもであることをもって不当な扱いを受けないこと。

④意見表明や参加する権利（第８条）

- 自分の意見や考えを表明する機会が大切にされ、その意見や考えが尊重されること。
- 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- 社会に参画し、意見が活かされる機会があること。
- 社会参加について、適切な支援を受けられること。

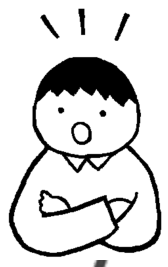

大人の責務

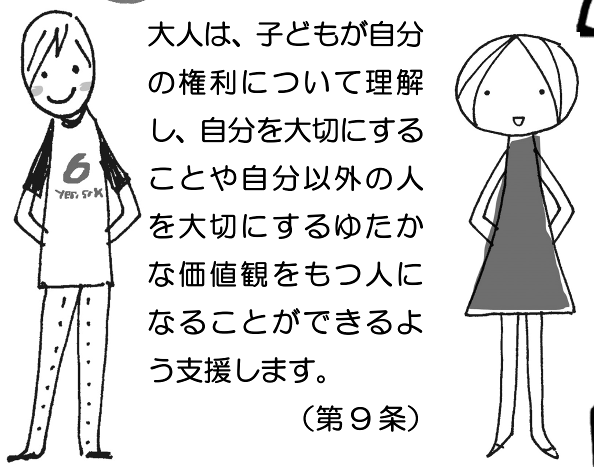

大人は、子どもが自分の権利について理解し、自分を大切にすることや自分以外の人を大切にするゆたかな価値観をもつ人になることができるよう支援します。

（第９条）

家庭では…

保護者は、子どもにとって最善の利益は何かを考えて、子どもの権利保障に努めます。（第１０条）

- 子どもが心ゆたかに育つため、子どもの年齢や発達に応じた支援や助言をします。
- 子どもと向き合い、子どもの気持ちや考えを受け止め、十分に話し合いをします。
- 子どもが家庭で安心して過ごせる環境を整えます。

学校では…

育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利保障に努めます。（第１１条）

- 子どもにとって最善の環境や学びとは何かということに常に気を配りながら、子どもの活動の充実を図ります。
- 子どもの気持ちや考えを受け止め、話し合い、子どもが意思決定に参加できる機会を設けます。
- 虐待やいじめの予防と早期発見に努めます。
- 子どもの権利を理解し、保障するため、研さんに努めます。

地域では…

地域住民は、子どもの権利保障に努めます。（第１２条）

- 子どもを地域社会の一員として認め、あたたかく見守ります。
- 子どもの気持ちや考えを大切にし、対話の機会を作ります。
- 子どもが心ゆたかに育つため、地域の行事や活動に参加する機会を設けます。
- 事業者は、子どもが健やかに育つことができるための支援をします。

行政では…

行政は、子どもに関する施策を実施して、子どもの権利保障に努めます。（第１３条）

- 行政は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者や地域住民が、それぞれの責任を果たすことができるよう必要な支援をします。